

23 緊急雇用創出特別対策事業の継続実施をはじめとする雇用対策の充実について

(厚生労働省)

緊急雇用創出特別対策事業は、平成11年度から平成13年度までの3年間の臨時応急の措置として創設され、その後、平成16年度までの3年間の期間延長が決定されました。本市におきましては、この事業に基づき「優れた知識、技能を有する人材の活用」、「美観の向上、環境対策の推進、伝統産業の振興」などの観点から各種の取組を展開することにより、一定の雇用の確保を図っております。

しかしながら、本市の経済状況は回復傾向にあるものの、基幹産業である和装産業など伝統産業の分野をはじめとして、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、雇用確保のための取組を更に継続していく必要があります。

つきましては、緊急雇用創出特別対策事業について、幅広く活用できる制度としつつ、平成17年度以降も継続して実施されるなど、雇用確保のための取組を充実されるよう要望します。

要望事項

緊急雇用創出特別対策事業の継続実施及び要件緩和などの雇用確保のための取組の充実

主な要望先：厚生労働省（職業安定局雇用開発課）

本件に関する連絡先：理財局 財務部 主計課 担当課長 木村 繁 TEL075-222-3290
産業観光局 商工部 経済企画課長 糟谷範子 TEL075-222-3333

<参考>

京都市における緊急雇用創出特別対策事業の実績

平成11年度から平成13年度計画事業

事業費等の状況

(単位：百万円，人日)

	総 計	平成11年度	平成12年度	平成13年度
事業費	1,231	130	578	523
延雇人数	約121,400	約13,700	約56,500	約51,200

平成13年度から平成16年度計画事業

事業費等の状況

(単位：百万円，人日)

	総 計	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業費	2,285	74	652	885	674
延雇人数	約178,200	約5,000	約56,400	約63,900	約52,900

※「平成15年度」，「平成16年度」については，「事業費」は予算額，「延雇人数」は計画人数